

白梅学園短期大学紀要 第31号 (1995) 別刷
TIRAGE

[資料紹介・翻訳]

フランス経済社会評議会報告書『極貧と経済的社会的不安定』の『意見』

'Grande pauvreté et précarité économique et sociale' avis présenté au nom du Conseil économique et social par M. Joseph WRESINSKI, J. O. du 28. février. 1987

都留民子

[資料紹介・翻訳]

フランス経済社会評議会報告書『極貧と経済的社会的不安定』の『意見』
 (1987年2月11日) (フランス共和国官報.1987.2.28)

'Grande pauvreté et précarité économique et sociale' avis présenté au nom du Conseil économique et social par M. Joseph WRESINSKI, J. O. du 28. février. 1987

都留民子

翻訳にあたって

ここで訳出し紹介するのは、フランス政府の諮問機関、経済社会評議会(*le Conseil économique et social*, 以下CESとする) (注)において1987年2月11日に採択された報告書『極貧と経済的社会的不安定』の『意見』=提案である。この報告書は作成責任者でありCES本会議で報告の任についた故ウレザンスキ神父(極貧家族の運動団体「ATD-カールmond運動」の創立者 WRESINSKI 1917-1988.)にちなみウレザンスキレポートと通称されている。

CESがこのレポートを作成、採択した目的はフランスの貧困の諸問題に対して「一貫し、グローバルな、予測的な解決をもたらす」ことであった。そして同時に、「貧困に対する闘い」における具体的な諸施策と諸活動を提案することであった。

ウレザンスキレポートの構成をみると、それは大きく『意見(Avis)』と、量にして『意見』部分の8倍もの膨大な内容をもった『報告(Rapport)』部分とからなる。『報告』は、序文、第1部(全7章)と第2部(全8章)に分れ、1部では、80年代半ばの公私の主要な貧困(者)調査や研究に基づき、貧困(者)の数と性格が考察されている。2部では、教育、所得、雇用、医療、住宅保障の制度、そして「極貧者を優先する諸施策」の目的と原理を(再)確認し、それらの実際の効果と問題点、そして課題が叙述されている。

本稿は『意見』部分の訳であるが、『意見』も2部から構成される。1部「動機の説明」は報告の要約であり、2部は「貧困に対する闘い」の具体策の提案である。『意見』はCES本会議で賛成154、棄権は40、反対無しの圧倒的な賛成多数で採択され、以降、これに基づき一般的な最低限所得保障制度であるRM1法(1988.12.1)や、全ての人々への住宅の権利を明記したペソン法(1990.5.31)などが制定、施行されている。

ウレザンスキレポートの提出された社会的背景、特にフランスの貧困(者)の状況、そして提案策の制度的な特徴等については、後に示す拙稿をお読み戴きたいが、ウレザンスキレポートを支える思想が「人権保障」のそれであるということだけはふれておきたい。レポートは、フランス革命時の人権宣言まで遡り、以降のフランス諸憲法、反ナチ・レジスタンス憲章、そして国連人権宣言、EC社会憲章まで人権保障の軌跡を追い、「人権の一般的な理念は権力の専横から個人を守ることから、経済的、社会的権利へと拡大」したこ

と、「貧困は人権の侵害である」という認識が示されている。「人権は本来不可分であり、同時に普遍的なものである。全ての人が、つまり貧困、読み書きのできない人々、声なき人々も人権を誇りに思うことである。『恐怖にある人々、貧困にある人々を解放すること』、今日、他の全ての権利に優先して生きる権利 (droit à la vie) をまず強調すべきである。権利は飢えによって生活が奪われないようにするだけでなく、尊厳のうちに生きる手段を取得する権利である」、これが貧困・社会的排除への闘いを人権保障の基礎とのべた『報告』の核心である (Rapport p. 63)。

さて、わが国でも、200万人の失業者、統計さえないが確実に増加しているホームレスの人々、一方、老齢年金生活者の過半数の900万人が生活保護基準の2分の1以下の年金しか受給しておらず、無年金者も少なくとも150万人、さらに健康保険証をもたない世帯は13万世帯を数え、フランス以上に貧困と無保障状態が拡大している。わが国においても雇用、収入、住宅、医療などの諸領域での最低限の保障は、急務の課題なのである。一人残さず全ての人々が尊厳のうちに生存することを目指すウレザンスキレポートのパースペクティブは、日仏の国情の違いを越えて、わが国の社会(福祉)政策の方向性を検討する際に一つの参考になるとを考え、レポート『意見』を訳出した。

(注) CESは、約200名の委員からなり、その3分の2は労働組合、経営者団体、職能団体、協同組合、共済組合等の代表、残り3分の1は政府指名の公企業代表と学識経験者等である。政府は社会経済分野の法案、計画案についての諮問義務があり、またCESの権限として「経済的、または社会的適応の課題についての検討と提言」、さらに1984年には新しく「最も剥奪された人々の問題についての研究」が付け加えられた。

ウレザンスキレポート『意見』の理解のためには、以下の拙稿を参照して戴きたい。

- 「『ウレザンスキレポート』における貧困との闘い」、社会保障研究会編『社会保障ーその思想、権利と運動』あけび書房、1995発行予定。
- 「フランスの貧困とその援助活動①ATD-カールモンド運動」、「同②新しい生活保護」「同③人道的アソシエイション」、総合社会福祉研究所『福祉のひろば』NO.58,59,60, 1994.
- 「フランスの貧困に抗する社会保護ー参入最低限所得RM1制度の分析を通じて」、『白梅学園短期大学紀要』第29号1993.3.

訳出にあたって次の方々に深く感謝いたします。

- 1993年9月渡仏の際、ウレザンスキレポートを寄贈くださいり、翻訳を勧めてくださったATD-カールモンド運動の活動家ブルーノ・タルディュ氏 (Monsieur Bruno TARDIEU) とジャック・ガロア氏 (Monsieur Jacques GALLOIS)。
- レポートの翻訳とその公表を快諾してくださったフランス経済社会評議会 (CES)。

なお、本稿は平成6~8年度文部省科学研究費補助金研究(一般研究C)の一環である。

ウレザンスキレポート『意見』の目次

〈動機の解説〉	p 222
I. 極貧の定義とその関連の人々	p 223
II. 確認点	p 223
A. 状況の認知	
1° 統計資料	
2° 質的な把握	
B. 一般的な考察	
C. 参入、保障、力量向上のための現行諸手段についての考察	
1° 社会的参入	
2° 生活の保障	
3° 個人と家族の力量の向上	
4° ヨーロッパの諸経験	
III. 連続した諸実験	p 226
〈提案〉	p 227
I. 認識する、計画する、評価する	p 227
A. 最初の総括の実現と実行	
B. 計画作成と評価規則の実行	
II. 社会的排除に対する闘いを国民的優先策として考える	p 227
A. 情報の改善と国民連帯の実行	
1° 内部の協力にむけて	
2° 極貧の生活を理解するように関心をもたせる	
B. 極貧者をパートナーとして理解する	
1° 公権力の責任	
2° 一般的利益の為のアソシエイション	
III. 教育：基本的な学習の保障	p 229
A. すべての教育従事者と学校管理者に極貧者の社会的現実に、より関心を持たせる	
B. 幼稚園について努力を払う	
C. 「教育優先地域」の経験を引継ぎ、そこから着想をえた戦略を決定する	
IV. 雇用－職業訓練	p 231
V. 収入の最低限	p 232
A. 創設の諸原理	
B. 実施方法	
C. 次に、オエックス氏のレポートを敷衍して、社会保護の現行システムを補足する改革を検討することを勧告する	
VI. 住宅	p 233
A. 全ての人々への住宅の権利の再確認	
B. 優先的な真の公的サービスの保障	
1° 国家責任	

2° 地方自治体の責任	
3° 個人に対する経済的援助の再改善	
Ⅶ. 健康：医療への全ての人々のアクセス	p 235
A. 疾病費用カヴァの一般化	
B. 予防の発展	
Ⅷ. 個人と家族の力量の向上	p 236
A. ソシャルワークの役割	
B. 司法、法律扶助	
1° 法律扶助の改善のために	
2° 市民活動へのアクセスのために	
C. 家族統合の擁護	
〈結論〉	p 238

『意見』

〈動機の説明〉

我われの会議は、本レポートが多くの問題に対して一貫した、グローバルな、予測的な真の解決をもたらすことを望んでいる。今日、「極貧と経済的・社会的不安定」の問題を全ての人々に提起するこの意思は、ペキニョ教授が1978年に作成した『貧困に対する闘い』のレポートを引継いでいる。提唱される諸提案の多くはフランス本土と海外県・領土における行政の大きな再分割に対応する部局の政策の一環とすべきだろう。

本意見は、困難な経済的、社会的状況のもとで公けにされた。困難な状況とは、被害を被っている人々の経験している極めて不安定な状況と、恵まれた社会的カテゴリーの人々の状況の格差として現れている。人々は、そして家族は、

- 自らの労働では生活を保持できずに生きている。
- 極めて低収入で、そしてしばしば収入の欠如した状況で生活している。
- 極めて不安定で、しばしば劣悪な住居において生活している。
- 基本的な生活能力を獲得できず、いわんや新たな知識をもつこともできずに生きている。

国は、今日、この事実について十分警告を受けている。政界、労働組合、社会団体さらに職場の責任者は、貧困の影響を可能な限り減少させるため努力を払いつづけている。しかし、今日でも、極貧の解決と極貧の再生産を防ぐための、そして極貧に通じる不安定性が量的にも質的にも深刻さを増さないようにする諸手段は不十分なままである。社会保護(protection sociale)において着手された一連の合理化措置は、この状況を如実に示めしている。

評議会は、本意見において、以後、目的がより明確に追及され漸進的に実行されていくように、その意思を説明する。

評議会は各段階毎の歩みを提案し、基本的な実験の方向を提案している。これらの勧告は以下の点で特筆すべきものである。

一緊急状況に対処するために、早急に実現可能な諸措置を提案している。これらの諸措置は、同時に保障の最低限と、参入と再参入に向けての跳躍台にならなければならない。

一各段階毎に、レポートで確認された貧困化（paupérisation）のメカニズムの主要な原理を解明するために、一定期間内での実行を提示している。

I. 極貧の定義とその関連の人々

「不安定」とは1つ或いは複数の保障の欠如、特に、人々に、職業的、家族的、社会的な義務を課し、又基本的な権利行使させる雇用の保障が欠如した状況である。無保障=不安（insécurité）は、多かれ少なかれ拡大し、大きなそして決定的な結果をもたらしている。それは、多くの生活領域に影響を及し、その影響が継続するならば、また人々がその責任を再度負う機会と、自らの権利を取り戻す機会を危険に晒すならば、近い将来、極貧に結び付く。

以下の諸提案は、現実に極貧状況におかれた人々、或いはその恐怖に晒されている人々、例えば労働年齢に達しながら仕事がなく、職業資格もなく、最低限の収入の保障もない人々に直接利害をもつものである。両親、子どもたち、青年、そして彼らの家族が考慮されている。

II. 確認点

A. 状況の認知

極貧と、極貧に通じる不安定は、僅かしか知られていないか、或いは誤まって認識されている。困難な現実は、統計的な基準のみで、或いは一般的に採用されている行政的なカテゴリーでのみ報告されている。これは、その性格を判断し、状況の広がりと深刻さを示めしはするが、しかしそれらを改善するために、実際に使用できる認識用具としては限界がある。

1° 統計資料

多様な領域での一定の不安定の深刻さを明らかにする統計資料はある。しかしながら、これらの資料はいまもって不十分である。多くの極限的な状況はあらわされていない。登録されていない求職者、或いは住宅を要求する者、調査されていない劣悪な住宅、社会的援助を受けていない人々等の状況は不明である。そして、統計資料によつては、不安定状況が、同一人物と世帯の生活のなかで合併していることを知ることができない。

これでは、不安定な全体状況の中で、底辺にいる貧困な人々および家族を特定できない。統計的把握では、我われはまだジンテーゼをうみだしていないのである。第一に、所得、住宅、健康、学校、職業や雇用へのアクセスに代表される諸政策活動全ての鍵となる領域で、極限的な不安定な状況を、より適切に捉えるべきであろう。この意味で、海外県、海外領土において、統計的な把握が、本土よりもずっと不完全であることを認めなければならない。

2° 質的な把握

質的な研究は、当事者の生活において不安定性が連鎖し、合併していることを明かにしている。一つの不安定がそれだけで、極貧状況を決めるわけではない。そして、

全ての他の不安定性に結び付いている主要な不安定性を特定することもできない。しかし、モータリゼイションや都市化の発展とともに、基本的に、家族的連帯の解体が、極貧に向う不安定な状況におかれた人々を転落させる重要な要因であることは明らかである。加えて、高度の職業資格水準の要請という一般的傾向は、低水準資格の労働者、特に身体障害や精神障害の人々の転落をもたらした。不安定状況は、極めて広範に、当事者たちの社会経済的な水準、経済力、文化水準、教育、職業的専門性、人々と関係を結ぶ社会的団体活動や労働組合、そして政治への参加の手段に左右される。

地域や家族についての研究は、しばしば、一つの世代から次の世代へと排除を受継いで、極貧の内に暮らす社会階層の存在を明かにしている。特に研究が地域活動の実際に基づいている場合には、極貧階層の人々が相互に助け合い、積極的な関係をつくっているが、しかしそれらが閉塞状況のなかでしか行われていないことを示している。生活の諸困難、互いの精神的な影響力の弱さが全体において重石となっている。それらのネガティブな諸要素は、しばしば、生活条件を改善するための労働意欲、子どもを学校で成功させ職業を身につけさせようとする両親の意欲など、彼らの積極的な状況から人々の目を逸らせている。

B. 一般的な考察

一 不安定と極貧は社会的に連続している。したがって、他の全ての市民に対して実行される諸手段に着想を得た諸措置を、可能な限り実行することを提案する。しかしながら、その実行の程度や、期間は独自の状況に合致させなければならないだろう。

一 関係する人々の生活の経験、その思想を十分考慮して諸施策を導入すべきである。したがって、社会的団体活動を通して、そして地域の職業活動家・援助者を通して確認された人々の意見と経験を考慮する措置が必要なのである。

一 物質的な、そして社会的、文化的、市民的な不安定性は、憲法によって全ての市民に認められた権利を行使する見地からみれば、互いに連鎖し強化しあっている。したがって、生活の様々な領域で最低限保障 (*sécurités minima*) を共同で確実にする諸措置が必要なのである。特に当事者が、自らの市民権 (*citoyenneté*) を行使できず、自分自身では、家族的、職業的、直接的な文化の責任を負うことができず、いわんや社会的な能力の向上が認められない時には、最低限保障が必要である。

一 また全ての人々の生活において導入された諸条件が結び付けられなければ、人々と家族の直接的な要求への対応は、彼らの状況を確実に解決することはできない。したがって、緊急に実行される諸手段（経済的な援助、食糧の援助、宿泊所等）を、将来の準備の為の跳躍台にする必要があろう。そして、直ちに彼らの再参入のための援助を行うべきであろう。例えば、適切な社会的同伴活動 (*accompagnement social*)、住宅や雇用、或いは基礎的な教育の必要性について直ちに協議することである。

C. 参入、保障、力量向上のための現行諸手段についての考察

1° 社会的参入

教育についての努力は、特に通学援助や学校での挫折問題の解決をめざす研究によって行われている。計画や改革は、青年が労働生活に入るのを援助する方向がとられ、経済人にこの努力に応えるように働きかけている。

しかしながら、国民役務の同年クラスの7%の青年が読み書きが不十分である。青

年は資格のないままに雇用市場に入っている（1983年では、219,000人が修了証明書もなく、或いは中等前期（義務）教育の修了証明なしに学校システムから卒業している）。一般的に労働は、最適な社会的な参入の方法であるが、教育における挫折は彼らをより一層、失業や社会的な排除に晒すことになる。

学校内外で多くの経験が、貧困な子どもたち、彼らの両親、そして彼らの階層との協力のもとでなされている。そこでは彼らの成功事例もみられる。多くの地方における公的或いは民間の先駆的な活動は、貧困な人々の要求や参加能力に基づき、より適切な労働や職業資格の新しい形態を試みている。

2° 生活の保障

わが国の社会保護のシステムは、出発点から、次第に拡大し、新しい受給者と新しいリスクに対応してきた。この意味から、「高齢者最低限所得」、「社会保障の一般化」が指摘されよう。

しかしながら、およそ250万人の人々は生活するために十分な収入・資力を有していない（全人口約5,500万人—訳者）。これらの人々の全て、或いは一部は、本意見の多様な提案に関連する人々である。内100万人は失業扶助を受給していない失業者である。さらに、国立統計経済研究所（INSEE）によって調査された人々のなかで、40万人は社会保護でカヴァされていない。その半数は、そして37万人の社会保険被保険者は、一般的医療扶助（AMG）を求めている。そして、一部は扶助（assistance）に長期にわたって依存している人々である。彼らは、社会保険、予め拠出の必要な社会保護から排除されているのである。

住宅扶助の拡大にもかかわらず、極貧者が社会的住宅に入居するためには多くの障害がある。或いは強制的に住宅を追い出される危機にある。彼らは徘徊・放浪、一時しのぎにしかすぎない住宅に追いやられている。劣悪な住宅の数を数えるのは極めて難しい。しかし、ある地域圏の調査からは、家のない人々、或いは一時しのぎの住宅に居住している人々は、フランス全土で20万人から40万人にも及ぶと推計できる。

グローバルな政策は貧困な人々・家族に対応するものであり、その多くの地方の先駆的な活動は、快適な住宅を保障するための土台を築いている。経済社会評議会は1956年1月25日に採択された低所得労働者の住宅に関する意見において、第一にそれを要求したのである。

3° 個人と家族の力量の向上

社会的同伴活動は、極貧の人々の力量の向上と深刻な不安定状況の予防において主導的な位置をしめる。ソシャルワーカー（travailleurs sociaux）はこの同伴活動の推進的役割を果たす。加えて、緊急状況への対策に関する研究は、そこで相談、指導、調整という彼らの役割が十分に遂行される可能性を認めている。

児童保護については一定の前進があるにもかかわらず、状況が悪化して家族の結合が脅かされる前に、又は子どもの施設委託の回避、或いは両親に対して自らその責任を再び果す意思への支援においても、極貧の家族はまだ適切な援助を受けていない。

一方、極貧の人々が、法律上の、法定の扶助を受けること、また訴えの可能性を実際に有することが困難なことは明かである。

4° ヨーロッパの諸経験

フランスと同様の状況に遭遇している多くのヨーロッパの国々では、既に、貧困化の過程を阻止するために、以下提案される諸規則の措置を導入している。

III. 連続した諸実験

経済社会評議会は、全ての関連領域において、極貧の人々に対するいくつかの社会保護システムの実施でみられた不十分さを改善しようとする諸提案を作成した。これらの勧告は以下の点についてなされている。

- ・現行の諸制度の当初の目的とその使命について（例えば、1945年のオルドナンスによる社会保障）。
- ・グローバルな性格をもつ多くの政策と極貧の人々を優先する諸政策でみられた効果について。
- ・現行の公的な、そして民間の多くの改革について。

本意見の勧告によって、一貫した、グローバルな、予測的な真の解決を効果的にすすめなければならない。

現行の先駆的な経験はさらに発展させられなければならない。そして改革は実行され、さらに追及されなければならない。

経済社会評議会は、極貧状況を招き、或いは維持する不安定の要因がみられる多様な諸領域での、同時的な共同的な活動の重要性を認める。そして、貧困に対する闘いの国家レベルのパースペクティブをもって、およそ10のモデル県において広範な実験を行うことを提案している。モデル県は本土県と海外領土で設定される。実験は、・教育、・住宅、・健康、・雇用と職業訓練の領域において同時に、そして連携した方法で行われる。

このような実験は、当該諸県において、極貧の人々が適切な社会的同伴活動によって、参入に必要な条件を享受でき、基本的な欲求に応える収入の最低限について考慮され、彼らの家族的、社会的責任が保障されることを意味している。

モデルとなる諸県は、特に参入手当を制度化している政府計画の枠内で既に行われている地方の実践を最大限推し進めるよう、選択されなければならない。

実験の最初の歩みは、基本的には地域全体に一般化されるように、3年間は追及されること、そして、それは厳正に評価されなければならない。

経済社会評議会は、提案された諸活動が、同時に、現行の財政諸手段の再編成と良好な活用を促し、さらに国民連帯に訴えるために必要な新しい手段を導入・実行すべきことも強調しておく。仮に国家と地方自治体間の権限分割のロジックが、県とコミューンの財政としての費用負担で有効であるとしても一諸手段が、特に社会扶助のような現行諸給付にまちがいなく与える影響において、それでもやはり必要不可欠な財政量の重要性と諸措置の実験的な性格は、国民的な連帯を求めて国家が一貫した貢献を行うことを正当化する。

フランス社会は、市民権と政治的権利、そして経済的、社会的、文化的権利がますます尊重される人権の社会に向ってすすまなければならない。提案された諸施策は、この効果に注意を払い、常時みられる野放し状況を予防するならば、人権の社会に向かう新たな跳躍台になろう。

〈提案〉

以下の一般的、或いは実験的性格をもつ諸提案は、公権力が介入する領域毎に提示されている。しかしながら、社会的向上に関するそれらの効果は、同時に以下の点に規定される。

- 提案された諸活動、そして、それらの進行全体を貫く一貫性。
- 財政を含む、国家と地方段階の協同した実行。
- 多様な介入者の協力。この見地から経済社会評議会は、県社会開発評議会を設置した1986年1月6日法の1条の廃止を遺憾に思う。

I. 認識する、計画する、評価する

A. 最初の総括の実現と実行

1° 国立統計経済研究所の研究（特に「貧困状況」についての調査）の延長で、最初の総括として、緊急に、極貧と不安定状況の広がりとその性格を考察しなければならない。

2° この総括は、例えば5年毎の「差し替え」が必要である。

— この見地から、地域圏での調査機関は、一連のリスク（不安定の合併）を明かにし、そして地域での実態を知らせる統計的、さらには質的な情報を提供できるであろう。

— しかしながら、フランス全土についての国民的な調査（例えば、国勢調査）は改善されるべきである。これは以下の3つの目的に応えるためである。

- 極貧の人々を算定する、全世帯対象の調査を、その限りにおいて評価する。
- 行政に登録された権利を有するものと、登録されていないものとの格差を評定する。
- 関係する人々の生活により適合した質問を設定する。

B. 計画作成と評価規則の実行

国家は、極貧状況の解決という目的をもち、全領域で同時に採用されるべき諸施策の一貫した計画をたてるべきである。評議会は、これらの諸施策が完全で、互いに補強されるには、まず、長期および当面の結果をもつべきと考え、そのための必要な計画化を検討する。そのためには、全段階において、活動の計画化と評価を行うことが重要である。

II. 社会的排除に対する闘いを国民的優先策として考える

評議会は、国家が家族および社会計画だけでなく、個別的な計画においても、極貧の人々の利益を考慮することを勧告する。

A. 情報の改善と国民連帯の実行

評議会は、国民全体に、特に青年へ、メディアを通じて、連帯力と彼らの知識と能力に広い動機づけをするために、不安定と極貧状況の性格と広がりとそれをもたらすメカニズムについての情報を改善する必要性を認めた。

1° 内部の協力にむけて

評議会は同じく、連帯を築くために、非常に困難な状況にある人々と協力して援助

と基本的教育活動を行っている公的機関やアソシエイションに配置されることを希望する青年に対して、その可能性を与えることを国民役務に提案する。この配置が、労働者、特に社会セクターの労働者達に偏見を与えないように配慮しなければならない。

2° 極貧の生活を理解するように関心をもたせる

小学生から学生までに人権教育を通じて、貧困に陥っている人々の実態を教え、より知らせるため、また極貧の人達と話し活動する態度を獲得させるよう促すことが重要である。また、この意味で、知識と手段を配分する地方自治体のイニシアティブは奨励されるべきである。かつ、こうした活動を生み出すために、メディアで訴えることは不可欠である。

教育、医療、司法、警察、コミューン職員、ジャーナリスト、さらには職員の部局と代表、軍事サービス等の公的責任部局とその職業において用意されている技術に、特に関心を払うべきである。

B. 極貧者をパートナーとして理解する

パートナーは全ての人々の成長のために不可欠であるが、極貧の人々はその経験を持たない。彼らが参加する条件をつくりだすのは、議員と社会生活領域の主要な援助者の意思次第である。それは、彼らが、極貧の人々に情報を与え、彼らの意見を集め、彼らがその市民権を実行しうることを理解する。それは、彼らの義務を受容し、彼らを権利の主体とみなし、彼らに課された責任を自ら果すように促す、その諸手段に規定される。

1° 公権力の責任

極貧の人々は、自らを表現し組織するに際し、困難な現実に遭遇する。公権力も、極貧の人々が他の全ての人々の営んでいる生活に（再）参入するために、彼らの同伴者であるアソシエイション（非営利自主的民間団体ー訳者）の活動を支援すべきである。

公権力は以下のことをなすべきである。

ー全ての人が理解しやすいように、記すべき書類を単純化し、そして、或いは現代的な諸手段を活用する。

ーソシャルワーカーのチームやアソシエイションが、極貧の人々の日常生活に密着して実行している彼らの意見表明と参入を援助する諸活動に財政的な援助を与える。

ー極貧家族の再参入過程で同伴者となっている地域の新しい協同組織や社会団体が相談機関において極貧の人々の代理人になれる認可。

ー関係諸省間の協議体制の発展。

2° 一般的利益の為のアソシエイション

多くの市民の共通利益を守ることをその役割とするアソシエイションは、計画に関連する貧困な人々に关心を集めるために、より大きな活動にとりくむべきである。一方、社会福祉活動や社会的教育的活動に従事している多くのアソシエイションは、同様に、貧困に抗する闘いにおいて、予防的、治療的、さらに貧困な人々の力量の向上を促すという役割を果している。

これらのアソシエイションの専従幹部や専任責任者の養成は、社会団体や社会機関

への国民基金の支援によって発展してきた。さらに、この目的のためには、基金が助成を行うことが必要である。

全ての人々の利益を守るために、貧困故に協同的な関係を結んでいない人々を知ることを学び、貧しい人々の利益をアソシエイションの最優先と考えること、援助と支持によって彼らの出番をどのように動機づけるべきなのかを研究することが必要である。

III. 教育：基本的な学習の保障

子どもたちの学校教育での困難は、彼らの生活環境の社会的、経済的な条件、特に文化的な条件に結び付いている。加えて、十分な基礎的な教育の欠如は、労働市場での排除の決定的な要因の一つである。評議会は、これらの諸条件において、極めて貧しい階層の子どもたちの基本的な教育へのアクセスの改善が、経済的、社会的極貧と不安定に対する闘いの主要な側面である、と考えている。

この見地から、学校の社会的な力量向上のための役割と、とりわけ幼稚園の重要な役割を再度強調しておく。

評議会は、最も貧困な人々について、さらに深く考察するために、学校教育に関する政策において以下のことを提案する。

- A. すべての教育従事者と学校管理者に極貧の人々の社会的現実に、より関心をもたせる。
- 殆どの学校に極貧階層の子どもたちが在籍しているのであるから、全ての教育従事者に彼らについての関心を持たせることは重要である。

全ての教育従事者は、彼らの主要な継続した養成教育において、この問題についての情報を享受すべきである。

このような情報は、極貧階層について、そして同時に導入された諸活動と援助の多様な可能性について、より深い理解をもたらすだろう。

- この関心は以下の点で有利に作用する。
 - よりよい目標は大きな有効性を与えるのであり、現行の物質的、人的な諸手段のよりよい運営と実効性において。
 - 現行の法律、および施行規則による可能性の追及。
 - より保障的な諸手段の発展と、その法的な活用。
 - 多様な出発点をもつ全ての援助諸施策における一貫性。
 - 海外県および領土での、基礎的学習における文化的、言語的多様性から生じた貧困な子どもたちに対する特別な教育問題についての考察。
- 貧困な子どもに关心をもたせる活動は、成人と青年の読み書き未修得 (illettrisme) に対する闘いへの、そして学習の困難な子どもたちへの学校教育における支援活動に、より多くのものを参加させることができる。

評議会は、さらに青年と成人の読み書き未修得に対する闘いは、その計画化と、それを定期的に評価する人的財政的な諸手段によって強化、助成されなければならないと考える。そして、常に子どもたちと向き合う母親に対して、読み書き未修得に対する諸活動に参加する保障を行わなければならない。

B. 幼稚園について努力を払う

幼稚園は、幼い子どもをめぐる援助のなかの核である。

それは、以下の点で有効である。

- ・極貧の家族と幼稚園との間に良好なコミュニケーションを保障する。
- ・子どもたちに基礎的な学習の準備をさせる。
- ・援助活動において、教育、情報、そして援助を望む親たちと、その周りにいる関係パートナー達とが連携する

両親と協力して行う諸活動は、以下の点に留意して発展させられなければならない。

- ・人格発達と社会的参入においては言語とコミュニケーションが重要なことを、幼い子どもの時期から再認識する。
- ・家族の中で大人自身が教養を發揮でき、その力量を向上させることに配慮すれば、子どもはそれだけ多く学べることを確認する。

多元的な援助によって、子どもたちは幼稚園入園について援助され、その準備ができる。そのためには家族的な就園前施設(*pré-écoles familiales*)が非常に有効であるという実験結果があり、したがって、それは発展させなければならない。

全ての幼稚園は、最低必要な設備が用意されねばならない。シャワー、共同寝室、下着、洋服の用意等である。

幼稚園は、小学校のように移動教室(屋外、海、山)の経験と、特に心理的教育的援助チームの活動を享受できなければならない。

C. 「教育優先地域」の経験を引継ぎ、そこから着想えた戦略を決定する

実験的な県において、教育水準の低い人々が多く住んでいる地域についてさらに深く調査すべきである。それは、一般的に、極貧階層の現状と共通性をもつ。

教育優先地域の教育チームは、幼稚園において活動をすすめ、以下のような責務を負うべきである。

－極貧の家庭と園との良好なコミュニケーションの保障。

－子どもたちに基礎的な学習を体得させること。

これは、極貧の環境において、特に家族の状況に応じて、以下の点で学校の介入を拡大することに役立つ。

－学校に規則的に通学するように注意する。

－就学期間を通じて、子どもに最も適切な方法で援助をおこなう(文化的諸活動、街の図書館、目的意識的な学習、特に無料の学習課程等)

－義務教育を了えた青年の社会的、職業的参入に役立つように、権限を有するものと家族のコンタクトをとる(例えば官庁の情報受入れ窓口)。

学校で、教育チームは以下のことを行うのが望ましい。

－読み方学習が必要な子どもたちへの長期にわたるその保障。

－極貧の人々へのその教育の妥当性と効果についての規則的な点検。加えて、特別な教育で、再参入させるという責任を果すために、多くの措置が行われることが不可欠である。

これらの地域では、以下の目的の為に、財政的な援助を増やし良好に活用することが必要である。

- 彼らに以下の点を認め、学校施設の物質的、財政的措置を増やす。
- 小学校から、生徒に新しい情報手段、用具、技術の基礎を教える。
- 効果的な、無料の学校諸活動の保障。
 - 極貧の家族の子どもたちへの小学校からの奨学金の拡大。

教育従事者が、以上の特に困難なセクターにおいて長期に働くよう、多様な援助によって激励されるべきである。

これらの地域では、優先的に、教育チームによる強力な教育的支援を受けるべきである。

この意味で、特に以下のことがなされるべきである。

 - 5クラスに6人の教員の配置。
 - 困難への対処と取り組まれるべき諸活動に適切なクラス定員の設定。
 - 成人の為の職業訓練の体制。

IV. 雇用—職業訓練

評議会は、実験を行う県において、臨時に、低水準の職業資格の極貧労働者への、職業訓練や雇用へのアクセスの新たなプログラムをたてるために、国家や地方自治体、労働組合、企業、関連の職業養成諸機関やアソシエイションの代表を再組織化した共同機関を設けることを提案する。

それぞれの実験では、特に貧困で学校教育の修了証明のない、また低水準資格の成人（男女）が、読み、書き、計算の初步的学習、或いはそれらの再学習、そして少なくとも職業適性証明書CAP（職業高校卒程度—訳者）水準の職業訓練が享受できるように試みられるべきである。

これには、同伴活動が望まれる関連機関の教育適応活動が必要である。

加えて、例えば「参入の手形」のような形で、訓練に対し信任状を与える方法を検討すべきである。共同機関によって支給されるこの信任状は、資格無しの失業者に雇用の機会を与え、或いは企業の低水準資格の従業員に彼のポストを認可するであろう。

以上の諸規定全ては、優先的に、後述するような所得の最低限保障措置において、参入契約計画に応募した人々に対して実施される。

経済社会評議会は、企業において予防的な諸措置が多元的に実行されることを望む。

困難な状況で、例えば読み書き未修得に近い状況や、また無資格雇用のまま10年間も放置されることは、再転換と再参入の障害となる。

評議会は、労働市場において受け入れ可能な資格に達する為に、企業委員会の意見に基づき、関連諸企業が予備的に職業訓練計画を作成し実行にうつすことを提案する。

評議会は、中間的企業（公的助成のもと職業訓練を実施し、同時に営利事業も行う企業—訳者）と中間的アソシエイションの創設とその役割についての評価は、それを通じて、最も低水準の職業資格しかもたない者が社会的参入がなしえたかどうかというその効果をもってなされるべきと考える。加えて、全ての在外フランス人が社会的にカヴァされることも不可欠である。さらに、中間的企業や中間的アソシエイションの創設と機能についての諸規則は、市場の通常の枠内で機能している企業に対して有害な歪みをもたらすものであってはならない。

評議会は、同様に、ベルナール・シュワルツ氏によってすすめられた〈企業での指導者による技術訓練・援助 (tutorat en entreprise)〉の先駆性が、そこに参加した200の企業において決定的な影響を与えたことを参考にして、他でも推進されることを望む。200の企業は低水準資格の若者を採用し、経験に照らして新たなポストを得られるよう必要な資格を与えたのである。

評議会は、パートタイム労働と臨時雇用の、「社会保障および家族手当保険料再カヴァ連合」(U.R.S.S.A.F)への届け出については行政的単純化が検討されるべきことを提案する。この意味で、家庭販売と家事サービスに関する1986年12月24日のアレテの諸条文は保持されるべきであろう。

V. 収入の最低限

本会議は、所得を生み出すという労働の役割と、各人の可能性と経済的生活の要求に合致した雇用条件を与える諸措置が検討されるべきことを力説する。さらに、会議は雇用喪失時の失業扶助の重要性を指摘し、この事実から、不安定の誘因である失業扶助の「権利の終了」(限られた支給期間ー訳者)問題が解決されるべきことも強調しておく。

加えて、収入の不十分な或いはそれが欠如した人、またはその家族が遭遇する一時的な或いは長期の諸困難に対処するために、彼らが参入過程に参加するために必要不可欠な保障である収入の最低限について考察されることを望む。

この意味で、参入手当を制度化した最近の政府の諸措置がさらに推進されることを望む。評議会は、以下の原理と方法で実行される収入の最低限保障を提案する。

A. 創設の諸原理

1° 収入のこの補足的支給は、地方分権改革のロジックにおいて、まず、多様なパートナー（国、地方自治体、社会的機関等）が財政責任をもち協同関係を築いている地方自治体レベルで導入されるべきと考える。これは、システムの実効の保障であり、悪質な結果を防ぐための保障でもある。

2° 本手当の支給措置は、「参入計画契約」を土台にして導入される。この契約計画は、労働、そして／或いは職業訓練を予定する。目的としては、文字どおり、労働契約の獲得に役立つことである。契約は、手当受給者と、収入の最低限保障の施策からの出発を用意できる社会的同伴活動の責任者が締結する。

しかしながら、労働または職業訓練が実行されない場合にも、上記のパートナーによって最低限収入の支給の可能性について検討されるべきである。つまり、あらゆる場合に、当事者の可能性を考慮する努力が求められるべきである。

B. 実施方法

収入最低限保障は、その実施については、県に一定期間居住している世帯の収入を、一定水準までを補足する通減月手当の形態を採用する。家族諸手当、児童への諸手当そして住宅扶助は収入認定されない。

以上の支給要件の再審査は6ヵ月ごとになされる。

本会議によって提案された実験において、収入最低限の額は2,000フランと定めることができた。この手当はカップルの場合3,000フランとなる。それは法定スライド制最低賃金 (SMIC) の引上げに準ずる。

評議会は、この水準では、収入最低限は生き延びるための最低限でしかないことをよく認識している。この決定は、実験県において諸援助の連携が、この意見で提案された貧困への關いの諸手段の推進力となり、当事者がさまざまな生存領域における（住宅、健康、雇用一職業訓練、教育の）特別な援助を受けるという限りにおいてのみ認める。

C. 評議会は、次に、オエックス氏のレポートを敷衍して、社会保護の現行システムを補足する改革を検討することを勧告する

目的は社会保護の諸領域で最低限を積極的に保障することである。

そのうえで、家族負担を補償する、より広い他の援助形態を期して、受給資格のある全ての家族が受給できるような家族所得の補足の改善を計画することが適当である。さらに、家族手当金庫が自らの社会福祉活動において、極貧家族への援助を発展させることが望まれる。

また、就学しておらず家族に扶養されている子どものための家族手当の18歳までの支給延長は、原則として、職業訓練を受けないまま失業している青年のいる貧困な家族に対してなされるべきである。

VI. 住 宅

A. 全ての人々への住宅の権利の再確認

評議会は、収入の欠如や適切な住宅の供給が不十分なことによって、新規入居にしろ再入居にしろ社会的住宅へのアクセスから排除されたものは、優先権を持つ要求者と見做されるべきであると考える。この領域での排除のもつ意味は重要である。しかし、全ての人々に対して住宅の権利が国家によって真に保障されないまま、極貧世帯の住宅環境の些かな改善だけを望むことは正しくない。

評議会は、「家のない人々への国際住宅年」（1987年）を機会に、以上の見地から、特に実験県において公的援助を活発に行うことを提案する。

B. 優先的な真の公的サービスの保障

優先権を持つ要求者とは、自身で住宅に入居或いは再入居するためには不十分な収入しかない次の人々と家族である。

—どのような住宅もない、或いは再入居の保障がなく強制的住宅追出しの恐怖に晒されている人。

—劣悪住宅、不衛生な、或いはその場しのぎの住宅でくらす人々。

—親の家で大勢と暮らす人々、或いは他人の家で暮らしていて出ていって欲しいと思われている人々。

—一時的な宿泊センターで暮らす人々。

これらの人々の要求に対しては、議員、政府、社会的パートナーによって責任と特別な援助が行われること、さらに現実に実効性のある住宅手当を必要としている。

D. ペトルカン氏による『低所得の人々の住宅』レポートにおいて多くの提案がなされ、それは1986年5月28日に経済社会評議会で採択された。この提案は、既に、この優先されるべき人々の要求を出発点にして良好にすすめられている。

評議会は特に以下のことを勧告する。

－社会的住宅の建設促進。

－低所得家族向けの住宅供給が主要な役割であるH.L.M諸組織の活動領域と諸手段の拡大。

－個人への経済的な援助の再改善。

2° 地方自治体の責任

評議会は、実験的な県において、県住宅委員会の中で「連帶一住宅」委員会を設立することを提案する。本委員会には充足されていない優先的な要求が即送付されるようになる。

委員会は、住宅を優先的に提供されるべき申請者をまず入居させるという責務をおく。この目的で、委員会は、以前に提起された県の「連帶一住宅」基金を運営し、以下の3つの責任を負う。

a) 緊急の解決策を用意する

－資力を剥奪されている貧困者について、再入居住宅の保障ない住宅からの追いだしを禁止する。

－全てのパートナー達とともに、可能な援助全てを動員し、満足のいく解決が見つかるまでは借家人がその住宅を保持できるように必要な補助を行う。

－確実な解決を予測して、住宅のない人々および家族に適切な宿泊所を保障する。

b) 貧困な家族が自らの住宅で暮せるように援助する。

評議会は、家賃滞納をくいとめるための困難な世帯への社会的な支援は、当事者とともに彼らの経済的なバランスを取り戻す可能性を検討するため、また援助や貸付金を支給するために、多様な形態でシステムティックに組織されるべきであると考える。

評議会は、多くの家族向上センターの設置と、住宅に関連した社会一教育的援助の拡大を勧告する。

c) 住宅供給の改善

－充足されていない優先的 requirement の数を考慮して、住宅入居の為の、社会的住宅建設計画を作成し、貸付金の支給を行う。

－優先されるべき住宅要求者のためにH. L. M 住宅を予約する。

－放浪生活を行っている人々を受入れるために、一時的な住宅の要求に対処できるアパートとともに宿泊センターのような設備の整った場所を十分な数保障する。

－H. L. M 組織が、占有の一定期間後に名目的な借家人となるアソシエンションに、住宅を貸すことを認める協約締結を奨励、援助する。この試みは、既にいくつかの県で実行されている。

－空き住宅と土地に可能な限り多くの人々を居住させるために、住宅提供とその諸規則を作成するように国家と地方公共団体の努力を奨励、支援する

－公的な不動産を活用して、極貧の人々への優先権を保障する。公的な財産には、自治体や行政、公的諸組織のいわゆる私有の財産も含まれる。

－住宅の支給要件を明確にする。

－快適な住宅に居住する高額所得家族のための低家賃等のエセ補助金は廃止する。

3° 個人に対する経済的援助の再改善

a) 住宅を優先されるべきものに対する住宅手当の法的な認定に関しては、その住宅が不衛生或いは過密であるならば、それは違法であり、そして一時的仮住宅とみなさなければならない。

b) 個人への住宅扶助も、同じく、住宅へのアクセスを認めたものとならなければならない。評議会は、この意味で、モデル県において、その要求が充足されないとと思われる住宅提供の優先者に対する「住宅準備手当」を創設することを提案する。この準備手当は、県「連帯一住宅」基金によって支給される。

受給者が必要な住宅修理と整備を行うための十分な収入を持たない場合、新しい住宅への保証金と入居費用をカヴァしうる手当を一部、或いは全額の支給を要求できる。

c) 前述のペトルカン氏のレポートの提案を引継ぎ、県「連帯一住宅」基金は、現行の「一時的に困難な世帯への援助基金」と「保証金と保証の基金」を統合する。基金は以下のことを行う。

—住宅準備手当の管理・運営。

—住宅へのアクセスを認めるため、県の特別な補足的扶助を支給し、また住宅の維持、そして生活に必需である水、ガス、電気の完全な供給を保障する財政的な援助をおこなう。

基金は、国庫と県の社会扶助、そして社会保障金庫の社会福祉活動の予算によって調達される。地域の他のパートナーもその維持のための援助を行う。

VII. 健康：医療 (soins) への全ての人々のアクセス

評議会は、全てのカテゴリーの人々の治療へのアクセスは優先されなければならないと考える。

A. 疾病費用カヴァの一般化

本会議は、アシスタンス（一般的医療扶助 AMG）のメカニズムは、基本的なカヴァと補足的なカヴァを同時に使うために、貧困な人々に給付の権利を認めた保険システムに代わられることを望む。

多くの諸規則は、社会保障の一般化に関する1978年の1月2日法の枠内で検討されるべきである。

1° いかなる社会保護も享受していない人々に対して、個人保険 (assurance personnelle) (訳注) のアクセスを認めるべきである。

2° 職業をもち、保険料を免除されることなく強制保険に加入している人々に関しては、彼らが社会的カヴァを喪失しなように、その手続きについて検討されるべきである（無利子貸付金、拠出期間等の検討）。それは、困難を抱えた受給者の緊急な申請と彼らの状況について綿密な調査をおこなった後に認められるべきである。

3° 医療費用（一部自己負担金、費用の前払、入院費用、100%償還要件の変更による負担）を一括して支払えない社会保険被保険者については、実験県において、補足的なカヴァと第三者払い（被保険者外負担—訳者）を拡大する方策を検討すべきである。

この意味から、ムールト・エ・モゼール県で実施されているような実験を行なうべきであろう。協約に基づき、保健活動基金において、県会、アソシエイション、共済

組合と医療保険初級金庫は、歯科、眼科、耳鼻科での治療の費用を負担しているが、この第三者払いを全ての治療において、極貧の人々のアクセスへの財政的な障害を除去するために認めるべきである。

結果として財政的手段が欠如した場合には、治療へのアクセスは、特に医療施設が公的サービスに加わることによって全ての人々に保障されるべきであろう。

B. 予防の発展

1° 現行の仕組みにおいて極貧状況をより理解すること

以下の点については県の公的な保健責任に帰する。

－地域圏保健調査局の、保護されていない或いは保護が不十分な人々について、また、この保護の欠如の原因について記した情報に注意をはらう。

－全ての関係パートナー間での、情報と経験の交換をより活発化する。

－医療と医療関連の職業養成において、極貧階層の健康増進のために有効な知識を享受させる。

県の責任者は、健康増進の為の県委員会を通じて、例えば地域において健康情報センターを多数設置して、極貧階層の人々へその利用を促すことが望まれる。

2° 極貧或いは経済的・社会的不安定状況にいる人々・家族に対する予防活動を活発にする。

この意味で以下の点が望まれる。

－極貧の人々に向けられた定期的な健康増進のためのキャンペーン。

－収入不足で医療検査が受けられない、そしてどのような形でも予防検査が受けられない場合には、全ての人が無料の定期的な医療検査を受給できるようにする。これは、健康検査センターを統括する医療保険初級金庫 (C. P. A. M.) 或いはコミューン社会福祉センター (C. C. A. S.) と締結した契約によって行われる。

－母子保健 (P.M.I.) 制度によって、幼稚園入園時にシスティマティックな健康検査を実施する。

評議会は、予防医療で、特に、極貧の人々への手段が極めて不十分である公的保健サービス（母子保健と特に学校保健）について、その役割の重要性を指摘しておく。

(訳注)個人保険(assurance personnelle)とは、疾病および出産保険の強制制度の現物給付の権利をもたない人々が加入する保険であり、加入者はその保険料を拠出できない時は保険料を全額または一部を免除される。その場合、保険料は、加入者が家族諸給付の受給者であるならば家族手当金庫によって、他の低所得者では社会扶助法典に規定された医療扶助などによって負担される（社会保障法典L741-1～L741-5条）。この場合も、一般の疾病および出産保険と同質の医療給付がなされる。失業者、非労働者や不規則な職業に従事している人々が「個人保険」加入者となっている。

VII. 個人と家族の力量の向上

A. ソシャルワーク (travail social) の役割

真の社会的同伴活動がなければ提案された措置全てにおいてその効果が期待できない。それが、経済的・社会的不安定状況の多様な原因を覆い隠すならば、個人による自

発的な努力によってなされるしかない。しかし、以下の目的のためには、個々の同伴活動を超えたソシャルワークの役割の重要性を強調する。

一同伴活動が調整された諸援助の一環であることを認識すること。

一活動が、可能な限り迅速に全ての人々に開かれて展開され、その中で再統合を達成すること。

このパースペクティブにおいてのみ、ソシャルワーカーは極貧の人々に対する相談、指導、調整というその役割を有効になしうる。

極貧諸階層について、そしておこなわれるべき彼らとの協力についてよりよく理解するために、ソシャルワーカーの養成は強化されるべきである。

そして、現在、極貧状況と対処しているソシャルワーカーは、職業的再教育の実習を通じて、社会的同伴活動で極貧の人々の権利の推進擁護者 (animateurs-garants du droit) という役割を果すように再教育されなければならない。

コムユーン社会福祉センター（福祉事務所—訳者）の活動は、極貧者の個別的情勢向上を目指す地域の先駆的な活動を知り拡大させるように支援されるべきである。

経済社会評議会は、社会的同伴活動の役割と犯罪の予防のための保護教育は重要な役割を果すということを力説する。

B. 司法、法律扶助

経済社会評議会は、極貧状況にある人々の裁判へのアクセスを容易にするために、彼らの意志に基づき、法律扶助や市民活動についての諸措置が考慮されるべきであると考える。

1° 法律扶助の改善のために

法律扶助受給の法的条件は、専門的な援助を必要としている人々に適切な法的相談と保護手段を保障するために緩和されるべきである。

一法律扶助申請の予審は迅速になされるべきであり、当事者が法律扶助事務所によって申請却下あるいは一部しか認定されなかった場合には直接訴えることができるようすべきである。

一すすめられる手続きの際に導入されている前提的な統制は廃止されるべきである。緊急事態の際、或いは生活利害にかかる時には（生活手段、住宅、家族、労働、自由、社会保障の場合）、法律扶助は自動的に認定されなければならない。

一法律扶助は、いくつかのコムユーンで既に施行されているように、全ての過程で、プロの法律家による掘り下げた法律相談にまで拡大されるべきである。

一1982年12月31日法によって法律扶助の受給者が弁護人を自由に選択できるようになったが、報酬が高額になる刑事訴訟の場合でも、事務局の委員会において、その措置は拡大されるべきである。

2° 市民活動へのアクセスのために

極貧の人々が、不当な措置または暴力行為の犠牲者となった場合には、彼らが自ら権利を有し、訴えが可能であることを認識するために、（民事裁判の）損害賠償請求人としての十分な情報と手段を獲得させるべきである。極貧の人々との連帯を目的とするアソシエイションは、彼らの代理として損害賠償請求人になることが認可される

べきである。

C. 家族統合の擁護

家族は生活保障の場としてのみならず、人格の形成と社会化をすすめるという基本的役割をもつ。この基本的役割を認め必要不可欠な基本的な連帯を最大限守るために、極貧層において家族解体を可能な限り回避させるべきである。

同様に、子どもと家族の保護に責任を負っている諸機関（児童社会扶助、保護教育、地域教育活動（A. E. M. O.）、児童判事、家族手当金庫、社会諸給付に責任をもつサービス等）は以下のことを実行するよう望まれる。

一児童社会扶助のなかで、1984年6月6日法規定にならい、関連機関が児童と関係をもつ場合即ち、両親は、機関と話し合いをする第三者を選任できること、そして彼らが両親を援助し、さらには代理者にもなれるようにする。

一それが明らかに適切であり、親子の精神的関係が尊重され守られるならば、両親が、子ども（達）を一時的に委託する人や施設を選択できるようにする。

さらに両親は、児童委託中の全期間にわたって、児童が事実上取得できる家族手当を法的行政的決定なしに保持できるようにされなければならない。それは、両親が子どもを訪れ、或いは週末やヴァカンスに子どもを引取る際の追加支出に対する経済的な保障である。

一両親が、委託されている児童を引取る準備をし、或いは委託措置が回避しがたいとしても強く引取りを望んでいる場合には、両親の要請に応じて同伴活動の援助を受けながら自らの養育責任を果すことを認めるべきである。両親は、教育を受けながら社会の一員として共同責任について考えることができるようになる。このことは、困難な家族が容易にアクセスできる地域教育活動の拡大が必要なことを意味している。

加えて、家族生活の発展と向上に関する地方自治体の責任者は、各県において、休暇でなくとも困難な状況にある家族全てがアクセス可能な家族向上センター、家族のヴァカンスの家を設置し、その役割を果すよう援助すべきであろう。

評議会は、極貧と不安定状況が特に拡大している海外県・領土については、本意見で提案されている措置の適用方法について検討することを勧告する。その為には、1986年9月24日の評議会意見で行われた諸提案が役だつであろう。「意見」は、特に海外県の極貧と不安定性についての数量的資料を検討・処理するための特別の努力を強調している。

〈結論〉

前述した諸提案の大部分は、行政の再編成に対応する諸政策において、その一環となる。提案は（教育、雇用、住宅、健康等の）政策を適用される諸機関が、各領域で排除された人々を検出するために、またその領域で現実の解決を行うために最適の位置を占めることを確認したうえで実行される。政策を効果的にすすめる機関は、主要な生活領域全てで極貧と排除に抵抗する諸規則を実施できる。

しかしながら、肝心な点は、極貧と、諸領域で不安定性が合併することによって性格づけられる貧困化を阻止することである。そして実行されるべき政策は、全体を通した

一貫性にかかっている。政策は、グローバルな目標に有効に達成するためには、関連諸領域全体において、同時に、そして長期にわたって、その結果に責任をもたねばならない。

評議会は、この意味で、介入・援助についての適切な調整を保障するためには、国家、地方段階で、貧困への闘いに参加している多様なパートナー達（国家、地方自治体、アソシエイション、社会的機関等）の間で緊密な協力が必要なことを力説しておく。

本会議は、首相のもとで各省にまたがる調整機関を設置することを望む。この機関は、以上の目的をもって提案された実験的措置の指導、調整、統制、評価の責任を負うものである。

これらの実験とその評価の意味から、状況に応じて、法定の制度（オリエンテーションの法、計画化の法等）或いは規則による新しい諸措置が、貧困と経済的不安定にグローバルに、そして継続して対応するために採用されなければならないだろう。

以下の人々に認められる独自の諸要件は結合させられるべきであろう。

－脱出すべき極貧状況にある人々。

－貧困化の過程にあるが、まだ貧困に陥っていない人々。

－多くの市民の連帯思想によって長期にわたり保護されている人々。

ここに、我われの社会の極貧と社会的排除に対する闘いに國中の人々を参加させるという国民的な優先性を付与して、より連帯的な発展に向う新しい歩みがしかれた。こうした意味で、提案された諸措置は全ての人権の守り手が取り組まなければならない目標なのである。

つる たみこ（社会福祉学）